

第22章 その他の課題

第1節 新たな課題に関する国際的な動き

I 持続可能な開発目標（SDGs）

経済・金融システムの持続可能性を確保するためには、国内外の様々な社会的課題の解決を通じて金融・資本市場がリターンを確保し、企業が中長期的な価値を向上させることが重要である。我が国政府はSDGs推進本部を設置し、官民連携でSDGsを推進してきた。SDGsは、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指すという金融行政の目的にも合致しており、金融庁としては、SDGsが中長期的な投融資リターンや企業価値の向上につながる形で実現されるよう各経済主体の自主的な対応を引き出すことを基本的な方向性としている。2020年1月には、「金融行政とSDGs」を更新し、企業と投資家の対話を通じた企業価値向上や、地域金融機関の事業性評価に基づく融資や本業支援の取組みによる顧客との「共通価値の創造」の促進をはじめとする施策を通じ、金融庁としてSDGsを推進する姿勢を改めて示した。また、環境省主催のESG金融ハイレベル・パネル、経済産業省主催の環境イノベーションに向けたファイナンスのあり方研究会等を通じ、関係省庁と連携しながら、引き続きSDGs推進に向けた議論を深めている。

また、SDGs推進の一環として、TCFDによる提言の普及・浸透に向け、我が国企業を取組みを促しており、2019年5月に発足した民間主体のTCFDコンソーシアムでは、経済産業省や環境省と共にオブザーバーとして参加し、2019年10月に公表された「グリーン投資ガイダンス」の作成等を含む、企業と投資家の建設的な対話を促すための取組みをサポートしている。2019年12月には、本コンソーシアムのメンバー等を対象に、気候リスク及び機会に応じた企業戦略とその開示のあり方に関するシンポジウムを日本取引所グループと共催した。

気候リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行及び金融監督当局のネットワークであるNGFS（Network for Greening the Financial System）をはじめ、サステナブル・ファイナンスに関する国際的な議論に積極的に参画し、各種成果物の作成に貢献している。昨年10月には、新たに国際資本市場協会が定めるグリーンボンド及びソーシャルボンド原則の諮問委員会のメンバーとなったほか、国際的な各基準設定主体においても次々と作業部会等が立ち上がっており、広がりを見せるサステナブル・ファイナンスを巡る国際的な連携の動きに柔軟に対応し、我が国の取組みを発信するとともに建設的な提言を行っている。

さらに、こうした国際的な議論への参画によって得られたネットワークも活用しながら、金融庁内に設置された「サステナブル・ファイナンスに関する金融監督・モニタリング対応検討プロジェクトチーム」を中心に、官民を交えてアカデミアや各国当局等へのヒアリングを実施し、気候変動リスクにかかる知見を蓄積するとともに、本邦金融機関における課題の認識を深めている。

II 誰もが金融サービスを当たり前利用できる状況（金融包摂）

2009年のG20 ピッツバーグ・サミットにおいて、途上国における金融アクセス支援を目的とした、G20 金融包摂専門家グループの創設が決定。貧困層への金融アクセス支援と、中小企業のための官民連携による新たな資金支援スキームの検討を行うことが表明された。その後、G20 金融包摂専門家グループの活動を引き継ぐ形で、2010年のソウル・サミットにおいて金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（G P F I : Global Partnership for Financial Inclusion）が発足。2014年には金融包摂のための行動計画（F I A P : Financial Inclusion Action Plan）が策定（以後、3年毎に改訂）されており、本年内に再度改訂される予定。2019年、G20 日本議長国の下、G P F I は「高齢化と金融包摂」をテーマに、O E C Dと共同で「高齢化と金融包摂のためのG20 福岡ポリシー・プライオリティ」を策定（同文書はG20 大阪サミットで承認された）。また、本年は、G20 サウジ議長国の下、「デジタル金融包摂を通じた若者・女性・SMEの金融アクセス向上」をテーマに、主要な調査・研究成果や政策的アプローチを取りまとめたハイレベル・ポリシー・ガイドラインを策定した。

第2節 米国トランプ政権の金融規制改革

米財務省は、既存の金融規制の検証を指示した大統領令を踏まえ、金融規制の見直しに関する報告書（「経済的な機会を創る金融システム」）を4つ公表（銀行関連、資本市場関連、資産運用・保険関連、ノンバンク金融機関・フィンテック）。2018年7月、同報告書（銀行関連）に基づき、米5当局（米国通貨監督庁（OCC）、連邦準備銀行（FRB）、連邦預金保険公社（FDIC）、米国証券取引委員会（SEC）、商品先物取引委員会（CFTC））がボルカールールの一部を緩和する改正案について意見公募を実施したことを受け、当庁は日本銀行と連名で、①リスクの低い子会社・関連会社等のエンティティを規制の適用除外にすること、②米国外ファンドに関する時限的な適用除外を恒久化すること、を要望するレターを同年10月に発出していたが、2019年10月、同ルールを改正する最終規則が決定された。同規則では、①について対応がなされなかったものの、②については引き続き検討されることとなり、当面の対応として、ノーアクション・レターの期限を2年延長（2021年7月期限）することで、実質的な適用除外措置を延長した。2020年1月には、規制対象となるファンドに関する部分について市中協議が開始され、当庁として、業界と邦銀への影響について意見交換等を行った。同年6月までには米5当局によって改正案が承認され、②については基本的にノーアクション・レターの措置が恒久化されることが示された。

第3節 英国のEU離脱（Brexit）

2020年1月末に英国がEUから離脱し、移行期間（2020年末までの予定）に突入した。日本政府は、「英国のEU離脱に関する政府タスクフォース」を開催し、各業界の状況、取組み等を踏まえ、必要な対応の検討を行っている。当庁は、それらの検討も踏まえつつ、英欧当局と想定される問題等について意見交換を行い、必要な対応を進めた。